

○信託法

○信託法

大正十一年四月二十一日法律第六十二号

(総理・大蔵・司法大臣副署)

平成一八年二月一日五号外法律第一〇九号 (信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

一条による改正)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル信託法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

信託法

(信託の定義)

第一条 本法ニ於テ信託ト稱スルハ財産權ノ移転其ノ他ノ処分ヲ爲シシテ他人ヲシテ一定ノ目的ニ從ヒ財

産ノ管理又ハ処分ヲ爲サシムルヲ謂フ

(遺言による信託)

第二条 信託ハ遺言ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得

(信託の公示)

第三条 登記又ハ登録スヘキ財産權ニ付テハ信託ハ其ノ登記又ハ登録ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三

者ニ對抗スルコトヲ得ス

②有価証券ニ付テハ信託ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ証券ニ信託財産ナルコトヲ表示シ株式及社債券ニ付

テハ尚株主名簿又ハ社債原簿ニ信託財産タル旨ヲ記載又ハ記録スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對

抗スルコトヲ得ス

③株式ヲ發行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ノ株式ニ付テハ信託ハ株主名簿ニ信託財産タル旨ヲ記載又

ハ記録スルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第四条 受託者ハ信託行為ノ定ムル所ニ從ヒ信託財産ノ管理又ハ処分ヲ爲スコトヲ要ス

(受託者の資格事由)

第五条 未成年者、成年被後見人、被保佐人及破産者ハ受託者ト爲ルコトヲ得ス

(営業としてする信託の引受)

第六条 信託ノ引受ハ営業トシテ之ヲ爲ストキハ之ヲ商行爲トス

(受益者の利益享受)

第七条 信託行為ニ依リ受益者トシテ指定セラレタル者ハ当然信託ノ利益ヲ享受ス但シ信託行為ニ別

段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

(信託管理人)

第八条 不特定ノ受益者又ハ未タ存在セサル受益者アル場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因

リ又ハ職權ヲ以テ信託管理人ヲ選任スルコトヲ得但シ信託行為ヲ以テ信託管理人ヲ指定シタルトキ

ハ此ノ限ニ在ラス

②信託管理人ハ前項ノ受益者ノ爲己ノ名ヲ以テ信託ニ関スル裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權限ヲ

有ス

③裁判所ハ事情ニ依リ信託財産中ヨリ相当ノ報酬ヲ信託管理人ニ与フルコトヲ得

(受託者の利益享受の禁止)

第九条 受託者ハ共同受益者ノ一人タル場合ヲ除ク外何人ノ名義ヲ以テスルヲ信託ノ利益ヲ利

享受スルコトヲ得ス

[法令によりある財産權を享有することのできない者の受益者としての利益享受の禁止]

第十条 法令ニ依リ或財産權ヲ享有スルコトヲ得ザル者ハ受益者トシテ其ノ權利ヲ有スルト同一ノ利

益ヲ享受スルコトヲ得ス

(除監行為を目的とする信託の禁止)

第十一条 信託ハ除監行為ヲ爲サシムルコトヲ主タル目的トシテ之ヲ爲スコトヲ得ス

(附帯行為たる信託の取消)

第十二条 債務者力其ノ債權者ヲ管スルコトヲ知りテ信託ヲ爲シタル場合ニ於テハ債權者ハ受託者力

善意ナルトキト雖民法第四百二十四条第一項ニ規定スル取消權ヲ行フコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リテ爲シタル取消ハ受益者力既ニ受ケタル利益ニ影響ヲ及ボサス但シ受益者ノ債權

力弁済期ニ到ラサルトキ又ハ受益者力其ノ利益ヲ受ケタル當時債權者ヲ管スヘキ事實ヲ知りタルト

キ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキハ此ノ限ニ在ラス

(受託者による委託者の占有承継)

第十三条 受託者ハ信託財産ノ占有ニ付委託者ノ占有ノ瑕疵ヲ承継ス

②前項ノ規定ハ金錢其ノ他ノ物又ハ有価証券ノ給付ヲ目的トスル有価証券ニ付之ヲ準用ス

(信託財産の範囲)

第十四条 信託財産ノ管理、処分、滅失、毀損其ノ他ノ事由ニ因リ受託者ノ得タル財産ハ信託財産ニ

屬ス

(信託財産と受託者の相続財産)

第十五条 信託財産ハ受託者ノ相続財産ニ屬セス

(信託財産に対する強制執行、仮差押者は仮処分又は競売の禁止)

第十六条 信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル權利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル權利ニ

基ク場合ヲ除ク外信託財産ニ對シ強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ爲シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ反シテ爲シタル強制執行、仮差押、仮処分又ハ競売ニ對シテハ委託者、其ノ相続人、

受益者及受託者ハ異議ヲ主張スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民事執行法(昭和五十四年法律第四号)

第三十八條及民事保全法(平成元年法律第九十一号)第四十五條ノ規定ヲ準用ス

(信託財産に属する債權の相殺の禁止)

第十七条 信託財産ニ屬スル債權ト信託財産ニ屬セザル債權トハ相殺ヲ爲スコトヲ得ス

(認同による信託財産の不消滅)

第十八条 信託財産力所有權以外ノ權利ナル場合ニ於テハ受託者力其ノ目的タル財産ヲ取得スルモ其

ノ權利ハ認同ニ因リテ消滅スルコトナシ

(受託者の受益者に対する債務履行の責任の限度)

第十九条 受託者力信託行為ニ因リ受益者ニ對シテ負担スル債務ニ付テハ信託財産ノ限度ニ於テノミ

其ノ履行ノ責ニ任ス

(受託者の信託事務処理と善良なる管理者の注意義務)

第二十条 受託者ハ信託ノ本旨ニ從ヒ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ信託事務ヲ処理スルコトヲ要ス

(金錢の管理方法)

第二十一条 信託財産ニ屬スル金錢ノ管理方法ニ関シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(信託財産を受託者の固有財産とし、又はこれにつき權利を取得することの禁止)

第二十二条 受託者ハ何人ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス信託財産ヲ固有財産ト爲シ又ハ之ニ付權利ヲ取

得スルコトヲ得ス但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケ信託財産ヲ固有財

産ト爲スハ此ノ限ニ在ラス

②前項ノ規定ハ受託者力相続其ノ他包括名義ニ因リ信託財産ニ付權利ヲ承継スルコトヲ妨ケス此ノ場

合ニ於テハ第十八條ノ規定ヲ準用ス

(信託財産の管理方法の変更の請求)

第二十三条 信託行為ノ当時予見スルコトヲ得ザリシ特別ノ事情ニ因リ信託財産ノ管理方法力受益者

ノ利益ニ適セザルニ至リタルトキハ委託者、其ノ相続人、受益者又ハ受託者ハ其ノ變更ヲ裁判所ニ

請求スルコトヲ得

②前項ノ規定ハ裁判所ノ定メタル管理方法ニ付之ヲ準用ス

(共同受託者)

第二十四条 受託者數人アルトキハ信託財産ハ其ノ合有トス

②前項ノ場合ニ於テ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外信託事務ノ処理ハ受託者共同シテ之ヲ爲

スコトヲ要ス但シ其ノ一人ニ對シテ爲シタル意思表示ハ他ノ受託者ニ對シテモ其ノ効力ヲ生ス

(共同受託者の連帯責任)

第二十五条 受託者數人アルトキハ信託行為ニ因リ受益者ニ對シテ負担スル債務ハ之ヲ連帯トシ信託

事務ノ處理ニ付負担スル債務亦同シ

(受託者の信託事務処理の他人への委任)

第二十六條 受託者ハ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り他人ヲシテ自己ニ代リテ信託事務ヲ処理セシムルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テハ受託者ハ選任及監督ニ付テミ其ノ責ニ任ス信託行為ニ依リ他人ヲシテ信託事務ヲ処理セシメタルトキ亦同シ

③受託者ニ代リテ信託事務ヲ処理スル者ハ受託者ト同一ノ責任ヲ負フ

〔受託者ニ対スル損害填補又は信託財産復旧ノ請求〕

第二十七條 受託者カ管理ノ失當ニ因リテ信託財産ニ損失ヲ生ゼシメタルトキ又ハ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキハ受託者、其ノ相続人、受益者及他ノ受託者ハ其ノ受託者ニ対シ損失ノ填補又ハ信託財産ノ復旧ヲ請求スルコトヲ得

〔信託財産ノ分別管理〕

第二十八條 信託財産ハ固有財産及他ノ信託財産ト分別シテ之ヲ管理スルコトヲ要ス但シ信託財産タル金銭ニ付テハ各別ニ其ノ計算ヲ明シスルヲ以テ足ル

〔受託者ガ分別管理ノ規定ニ違反シタル場合ニ於テ之ヲ要スル〕

第二十九條 第二十七條ノ規定ハ受託者カ前条ノ規定ニ違反シテ信託財産ヲ管理シタル場合ニ之ヲ要ス

②前項ノ場合ニ於テ信託財産ニ損失ヲ生ゼシタルトキハ受託者ハ分別シテ管理ヲ為シタル場合ニ於テモ損失ヲ生スヘカシコトヲ証明スルニ非サレハ非シ

〔信託財産ノ附合・混和・加工〕

第三十條 信託財産ニ付附合、混和又ハ加工アリタル場合ニ於テハ各信託財産及固有財産ハ各別ノ所有権ニ屬スルモノト看做シ民法第二百四十二條乃至第二百四十八條ノ規定ヲ適用ス

〔信託違反ノ処分行為ノ取消〕

第三十一條 受託者カ信託ノ本旨ニ反シテ信託財産ヲ処分シタルトキハ受託者ハ相手方又ハ転得者ニ対シ其ノ処分ヲ取消スルコトヲ得但シ信託ノ登記アリタルトキ又ハ登記若ハ登録ヘカハラサル信託財産ニ付テハ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分カ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ若ハ重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限ル

〔受益者が数人ある場合における信託違反ノ処分行為ノ取消の効力〕

第三十二條 受益者数人アル場合ニ於テ其ノ一人カ前条ノ規定ニ依リテ為シタル取消他ノ受益者ノ為ニ其ノ効力ヲ生ス

〔信託違反ノ処分行為に対する取消権行使の期間〕

第三十三條 第三十一條ノ規定スル取消権ハ受益者又ハ信託管理人カ取消ノ原因アルコトヲ知リタル時ヨリ一月内ニ之ヲ行ハサルトキハ消滅ス処分ノ時ヨリ一年ヲ経過シタルトキ亦同シ

〔受託者たる法人の責任及理事の責任〕

第三十四條 受託者タル法人カ其ノ職務ニ背キタルトキハ之ニ干与シタル理事又ハ之ニ準スヘキ者亦連帯シテ其ノ責ニ任ス

〔受託者の報酬〕

第三十五條 受託者ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ為ス場合ヲ除クノ外特約アルニ非サレハ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

〔信託財産に関する費用又は損害の補償に関する権利の受託者による優先的行使〕

第三十六條 受託者ハ信託財産ニ関シテ負担シタル租税、公課其ノ他ノ費用又ハ信託事務ヲ処理スル為ニ自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ補償ニ付テハ信託財産ヲ売却シ他ノ権利者ニ先チテ其ノ権利ヲ行フコトヲ得

②受託者ハ受益者ニ対シ前項ノ費用又ハ損害ニ付テ其ノ補償ヲ請求シ又ハ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得但シ受益者カ不特定ナルトキ及未タ存在セザルトキハ此ノ限ニ在ラス

③前項ノ規定ハ受益者カ其ノ権利ヲ放棄シタル場合ニハ之ヲ適用セズ

〔受託者の報酬請求権の行使〕

第三十七條 前条ノ規定ハ受託者カ信託財産ヨリ報酬ヲ受クヘキ場合ニ其ノ報酬ニ付テ之ヲ要ス受託者カ受益者ヨリ報酬ヲ受クヘキ場合亦同シ

〔受託者の権利行使の要件〕

第三十八條 第三十六條又ハ前条ノ規定スル受託者ノ権利ハ受託者カ第二十七條又ハ第二十九條ノ規定ニ依リ損失ノ填補及信託財産復旧ノ義務ヲ履行シタル後ニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得

〔受託者の帳簿備付及び財産目録作成の義務〕

第三十九條 受託者ハ帳簿ヲ備ヘ各信託ニ付テ其ノ事務ノ処理及計算ヲ明ニスルコトヲ要ス

②受託者ハ信託引受ノ時及毎年一回一定ノ時期ニ於テ各信託ニ付テ財産目録ヲ作ルコトヲ要ス

〔書類閲覧請求権〕

第四十條 利害關係人ハ何時ニモ前条ノ書類ノ閲覧ヲ請求スルコトヲ得

②委託者、其ノ相続人及受益者ハ信託事務ノ処理ニ関スル書類ノ閲覧ヲ請求シ且信託事務ノ処理ニ付テ説明ヲ求ムルコトヲ得

〔裁判所ノ監督〕

第四十一條 信託事務ハ營業トシテ信託ノ引受ヲ為ス場合ヲ除クノ外裁判所ノ監督ニ屬ス

②裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ信託事務ノ処理ニ付テ検査ヲ為シ且検査役ヲ選任シ其ノ他必要ナル処分ヲ命ズルコトヲ得

〔受託者の任務の終了〕

第四十二條 受託者カ死亡シタルトキ又ハ破産手続開始ノ決定若ハ後見開始若ハ保佐開始ノ審判ヲ受ケタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス受託者タル法人カ解散シタルトキ亦同シ

②前項ノ場合ニ於テハ受託者ノ相続人、破産管理人、後見人、保佐人又ハ清算人ハ新受託者カ信託事務ヲ処理スルコトヲ得ルニ至ル迄信託財産ヲ保管シ且信託事務ノ引継ニ必要ナル行為ヲ為スコトヲ要ス法人合併ノ場合ニ於テ合併シタル法人又ハ合併後存続スル法人亦同シ

〔受託者の辞任の制限〕

第四十三條 受託者ハ信託行為ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外受益者及委託者ノ承諾アルニ非サレハ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得ス

〔受託者の資格喪失による任務の終了〕

第四十四條 信託行為ニ依リ特定ノ資格ニ基キ受託者ト為リタル者其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ其ノ任務ハ之ニ因リテ終了ス

〔任務の終了した受託者の権利義務の継承〕

第四十五條 第四十三條又ハ前条ノ規定ニ依リ任務終了シタル者ハ新受託者カ信託事務ヲ処理スルコトヲ得ルニ至ル迄仍舊受託者ノ権利義務ヲ有ス

〔受託者の辞任〕

第四十六條 已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ受託者ハ裁判所ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得

〔受託者の解任〕

第四十七條 受託者カ其ノ職務ニ背キタルトキ其ノ他重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ委託者、其ノ相続人又ハ受益者ノ請求ニ因リテ受託者ヲ解任スルコトヲ得

〔裁判所による信託財産の管理人の選任等〕

第四十八條 第四十六條又ハ前条ノ規定ニ依リ受託者其ノ職務ヲ辞シ又ハ解任セラレタルトキハ裁判所ハ信託財産ノ管理人ヲ選任シ其ノ他必要ナル処分ヲ命ズルコトヲ得

〔新受託者の選任の請求〕

第四十九條 受託者ノ任務終了ノ場合ニ於テハ利害關係人ハ新受託者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

②前項ノ規定ハ遺言ニ依リ受託者トシテ指定セラレタル者カ信託ノ引受ヲ為サス又ハ之ヲ為スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

③前二項ノ規定ハ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ之ヲ適用セズ

④前八條第三項ノ規定ハ受託者ニ付テ之ヲ準用ス

〔受託者の更迭と信託財産の移転〕

第五十條 受託者ノ更迭アリタルトキハ信託財産ハ前受託者ノ任務終了ノ時ニ於テ新受託者ニ譲渡サレタルモノト看做ス

②受託者数人アル場合ニ於テ其ノ一人ノ任務終了シタルトキハ信託財産ハ当然他ノ受託者ニ歸ス

〔新受託者の損失填補等の請求権〕

第五十一條 第二十七條又ハ第二十九條ノ規定スル権利ハ新受託者亦之ヲ行フコトヲ得

〔新受託者の債務の承継〕

第五十二条 受託者ノ更迭アリタルトキハ新受託者ハ前受託者力信託行為ニ因リ受益者ニ対シテ負担シタル債務ヲ承継ス

②前項ノ規定ハ第五十條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

③信託事務ノ処理ニ付シテ生シタル債權ハ信託財産ノ限度ニ於テ新受託者ニ対シテ亦モ之ヲ行フコトヲ得

〔強制執行、仮差押者は仮処分ノ執行又は競売手続ノ続行〕

第五十三条 信託財産ニ対スル強個執行、仮差押者ハ仮処分ノ執行又ハ競売手続ハ新受託者ニ対シテ之ヲ執行スルコトヲ得

〔前受託者による強制執行又は競売〕

第五十四條 前受託者ハ第三十六條第二項ノ規定スル費用若ハ損害ノ補償ヲ受ケル權利又ハ第三十七條ノ規定スル報酬ヲ受ケル權利ニ基キ新受託者ニ対シテ信託財産ニ付テ強個執行、仮差押者ハ仮処分ノ執行又ハ之ヲ競売スルコトヲ得

②前受託者ハ前項ノ權利ヲ行フ為メ信託財産ヲ留置スルコトヲ得

〔受託者ノ更迭ト事務ノ引継・計算ノ承認ト兼任ノ解除〕

第五十五條 受託者更迭ノ場合ニ於テハ信託事務ノ計算ヲ為シ受益者又ハ信託管理人ノ立會ヲ以テ事務ノ引継ヲ為スコトヲ要ス

②受益者又ハ信託管理人力前項ノ計算ヲ承認シタルトキハ前受託者ノ其ノ受益者ニ対スル引継ニ関スル責任ハ之ニ因リテ解除セラレタルモノト看做ス但シ不正ノ行為アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

〔信託ノ終了〕

第五十六條 信託行為ヲ以テ定メタル事由由生シタルトキ又ハ信託ノ目的ヲ達シ若ハ達スルコト能ハサルニ至リタルトキハ信託ハ之ニ因リテ終了ス

〔信託ノ解除〕

第五十七條 委託者力信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テハ委託者又ハ其ノ相続人ハ何時ニテモ信託ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第六百五十一條第二項ノ規定ヲ準用ス

〔裁判所による信託解除ノ命令〕

第五十八條 前條ノ場合ノ信託利益ノ全部ヲ享受スル場合ニ於テハ信託財産ヲ以テスルニ非サレハ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハサルトキ其ノ他已ムコトヲ得サル事由アリタルトキハ裁判所ハ受益者又ハ利害關係人ノ請求ニ因リ信託ノ解除ヲ命スルコトヲ得

〔信託行為に別段ノ定あるときの解除〕

第五十九條 第五十七條及前條ノ規定ニ拘ラス信託ノ解除ニ関シ信託行為ニ別段ノ定アルトキハ其ノ定ニ從フ

〔信託ノ解除ノ効力〕

第六十條 信託ノ解除ハ將來ニ向テノノミ其ノ効力ヲ生ス

〔信託ノ解除に基ク信託財産の受益者への帰属〕

第六十一條 第五十七條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ信託ヲ解除セラレタルトキハ信託財産ハ受益者ニ帰属ス

〔信託財産の委託者又はその相続人への帰属〕

第六十二條 信託終了ノ場合ニ於テ信託行為ニ定メタル信託財産ノ帰属權利者ナキトキハ其ノ信託財産ハ委託者又ハ其ノ相続人ニ帰属ス

〔信託終了の場合における信託の存続〕

第六十三條 信託終了ノ場合ニ於テ信託財産力其ノ帰属權利者ニ移転スル迄ハ仍信託ハ存続スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ帰属權利者ヲ受益者ト看做ス

〔信託の終了と強個執行又は競売の続行等〕

第六十四條 第五十三條及第五十四條ノ規定ハ信託ノ終了ニ因リ信託財産力受益者其ノ他ノ者ニ帰属シタル場合ニ之ヲ準用ス

〔信託終了と信託事務の最終計算〕

第六十五條 信託終了ノ場合ニ於テハ受託者ハ信託事務ノ最終ノ計算ヲ為シ受益者ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第五十五條第二項ノ規定ヲ準用ス

〔公益信託〕

第六十六條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其ノ他公益ヲ目的トスル信託ハ之ヲ公益信託トシ其ノ監督ニ付テハ後六條ノ規定ヲ適用ス

〔公益信託の監督〕

第六十七條 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ屬ス

〔公益信託の引受の許可〕

第六十八條 公益信託ノ引受ニ付テハ受託者ハ主務官庁ノ許可ヲ受ケルコトヲ要ス

〔公益信託事務の検査・委託者の公告〕

第六十九條 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付テハ検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

②受託者ハ毎年一回一定ノ時期ニ於テ信託事務及財産ノ狀況ヲ公告スルコトヲ要ス

〔公益信託の条項の変更〕

第七十條 公益信託ニ付テハ信託行為ノ當時予見スルコトヲ得ザリシ特別ノ事情ヲ生シタルトキハ主務官庁ハ信託ノ本旨ニ反セザル限リ信託ノ条項ノ変更ヲ為スコトヲ得

〔公益信託の受託者の兼任〕

第七十一條 公益信託ノ受託者ハ已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ限り主務官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ任務ヲ辞スルコトヲ得

〔公益信託についての主務官庁の権限〕

第七十二條 公益信託ニ付テハ第八條第一項第三項、第二十二條第一項但書及第四十七條乃至第四十九條ノ規定スル裁判所ノ権限ハ主務官庁ニ屬ス但シ第四十七條及第四十九條ノ規定スル権限ニ付テハ職權ヲ以テ之ヲ行フコトヲ得

〔公益信託の継続〕

第七十三條 公益信託終了ノ場合ニ於テ信託財産ノ帰属權利者ナキトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ從ヒ類似ノ目的ノ為メ信託ヲ繼續セシムルコトヲ得

〔主務官庁の権限の委任〕

第七十四條 本法ニ規定スル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ國ニ所屬スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

〔都道府県が処理する事務等〕

第七十五條 本法ニ規定スル主務官庁ノ権限ニ屬スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ知事其ノ他ノ執行機關ニ於テ其ノ全部又ハ一部ヲ処理スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テハ主務官庁ハ都道府県ノ執行機關ガ其ノ事務ヲ処理スルニ當リテ依ルベキ基準ヲ定ムルコトヲ得

③主務官庁ガ前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スルコトヲ要ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔大正一一年一月二二日勅令五二二号より、大正一二年一月一一日から施行〕

附 則 〔昭和二年一月二二日法律第二二三号抄〕

〔施行期日〕

第二十九條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第三十條 昭和二十二年法律第七十四号（日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律）施行前に發が夫の許可を受けなかつた信託の引受はこれを取り消すことができない。

附 則 〔昭和四年三月三〇日法律第五号抄〕

〔施行期日〕

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

〔経過措置〕

2 この法律の施行前に申し立てられてきた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に關シ執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附 則 〔平成元年一月二二日法律第九一号抄〕

〔施行期日〕

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



平成一六年一月一〇日号外法律第一六五号〔日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律附則四による改正〕

平成一七年七月二六日号外法律第八七号〔会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律二四二条による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十五条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(後略)

第三十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成一六年一月一〇日法律第一六五号抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（平成一七年七月二六日法律第八七号抄）

第十二章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第二百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）

この法律は、会社法〔平成一七年七月二六日法律第八六号〕の施行の日〔平成一八年五月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二四十二条の規定 この法律の公布の日

二 三

〔略〕

（平成一八年一月一〇日法律第一〇九号抄）

(旧信託法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 契約によってされた信託で信託法（平成十八年法律第百八号、以下「新信託法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前にその効力が生じたものについては、信託財産に属する財産についての妨抗要件に関する事項を除き、なお従前の例による。遺言によってされた信託で施行日前に当該遺言がされたものについても、同様とする。

(新法の適用等)

第三条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる信託については、信託行為の定めにより、又は委託者、受益者及び受益者（第一号の規定による改正前の信託法（以下「旧信託法」という。）第八号第一項に規定する信託管理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人）の書面若しくは電磁的記録（新信託法第三号に規定する電磁的記録をいう。）による合意によって適用される法律を新法、（新信託法及びこの法律の規定による改正後の法律をいう。以下同じ。）とする旨

の信託の変更をして、これを新法の規定の適用を受ける信託（以下「新法信託」という。）とすることができ、

2 委託者が現に存しない場合における前項の規定の適用については、同項中「委託者、受益者及び受益者」とあるのは、「受益者及び受益者」とする。

3 受益者が現に存しない場合（旧信託法第八号第一項に規定する信託管理人が現に存する場合を除く。）における改正前の信託法（以下「旧信託法」という。）第八号第一項に規定する信託管理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人」とあるのは、「委託者及び受益者」とする。

4 委託者及び受益者が現に存しない場合（旧信託法第八号第一項に規定する信託管理人が現に存する場合を除く。）には、第一項の規定は、適用しない。

第四条 新法信託においては、新法の規定は、この法律に別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法（この法律の規定による改正前の法律をいう。次条第一項において同じ。）の規定によつて生じた効力を妨げない。

2 第二条、第三十条、次条及び第六号第一項において「旧法信託」という。）が新法信託となつた場合（明細書（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十四条の規定による取消権をいう。）による取消し及びその否認については、なお従前の例による。

3 旧法信託が新法信託となつた場合には、第一項本文の規定にかかわらず、受益者の債務であつて新法信託となつた原因によつて生じたものうち信託財産に属する財産をもつて履行する責任を負うものの範囲については、なお従前の例による。

4 旧法信託が新法信託となつた場合には、第一項本文の規定にかかわらず、新法信託となる前に受益者に対する債務の負担の原因が生じた場合及び新法信託となる前に受益者に対して債務を負担する者につき受益者に対する債権の取得の原因が生じた場合における相殺の制限については、なお従前の例による。

第五条 旧法信託が新法信託となつた場合には、施行日前にした旧法の規定による処分、手続その他の行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした旧法の規定による処分、手続その他の行為は、この法律に別段の定めがある場合を除き、新法の相当規定によつてしてしたものみなす。

2 旧法信託が新法信託となつた場合には、当該信託が新法信託となつた日前に旧信託法第三十一条本文の規定により生じた取消権の消滅については、なお従前の例による。

3 旧法信託が新法信託となつた場合には、旧信託法第八号第一項の規定により選任された信託管理人は、新信託法の相当規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを選任されたものとみなす。

一 受益者が現に存しない場合、信託管理人

二 受益者が現に存する場合、受益者代理人

4 旧法信託が新法信託となつた場合には、新法信託となつた日現在、当該信託の管理人は、選任された信託財産の管理人がある場合には、当該信託財産の管理人は、選任された信託財産の管理命令の申立てをしなければならない。

5 前項に規定する信託財産の管理人は、新信託法第六十四号第一項の規定により信託財産管理者が選任されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第六号 旧法信託のうち、旧信託法第六十六号に規定する公益信託については、第三条の規定にかかわらず、主務官庁は、信託の主旨に反しない限り、適用される法律を新法とする旨の信託の変更を命じて、これを新法信託とすることができる。

2 前項の規定により新法信託とされた公益信託における前条（第三項第二号を除く。）の規定の適用については、同条第四項中「当該信託財産の管理人」とあるのは、「当該主務官庁」と、「新信託法第六十三号第一項に規定する信託財産管理命令の申立てをしなければならない」とあるのは、「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第八号及び新信託法第六十四号第一項の規定により信託財産管理者を選任しなければならない」とする。

(罰則に関する経過措置)

第八十条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の改正に伴い必要な経過措置(第三条、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項及び第五十六条第二項の規定による新法信託への信託の変更に関し必要な経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月一五日法律第一〇九号)

この法律は、新信託法〔平成一八年一二月法律第一〇八号〕の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第三条、第六条第一項〔中略〕の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 (略)